

## 【Q & A】 宿泊事業者感染予防対策推進事業費補助金

令和2年6月1日

経済部観光局

### ◆補助事業の概要について

Q：事業概要について

A：別添：ポンチ絵を参照してください。

### ◆今後のスケジュール

Q：今後のスケジュールについて

A：現時点では、以下のとおり想定しています。

6月1日 告示・募集開始（北海道ホームページにより行う）

6月30日 交付申請締切

7月中 交付決定

12月まで 事業完了期限

現地調査、額の確定、支出（※）

※事業実施（機器購入設置）を完了した事業者に対して、順次、現地調査を行い、支出を行います。

### ◆補助事業者・交付申請者について

Q：補助事業者と交付申請者について

A：今般事業では、以下の者を対象としています。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除きます。

（1）旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル、簡易宿所、下宿を営む者）

（2）住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の届出をした住宅宿泊事業者  
例えば、市町村所有の宿泊施設を所有し、市町村長が許可を有して、指定管理者制度などにより運営を担わせている場合は、市町村が補助対象者となるので、申請についても市町村町名で行うこととなります。

同様に、民間事業者の宿泊施設においても、運営を行う者のいかに関わらず、旅館業法の許可を有する者、または住宅宿泊事業法の届出を行った者が補助対象者（交付申請者）となります。

◆交付申請について

Q：申請者が複数の宿泊施設を有する場合は？

A：複数の宿泊施設に関する申請であっても、申請者が旅館業法の許可を得た者や住宅宿泊事業法における届出をした者で同一であれば、補助金交付申請書は同一のもので結構です。なお、別記1号様式「事業実施概要書」の【記載3、4】のページは施設ごとに記載してください。

◆補助対象機器について

Q：感染症予防に関する衛生管理対策に必要な機器とは？

A：一例としては、サーモグラフィー、空気除菌清浄機、殺菌エアータオル、アルコール消毒機器、非接触型体温計、厨房関連消毒機器、衣類リネン等消毒機器、サーキュレーター、機能水生成・機噴霧器などですが、これら以外でも可です。補助申請の際に個別に判断します。

Q：5月29日の経済産業省の公表によると、検査機関での実験では、次亜塩素酸水はコロナウイルスの消毒剤として有効性が確認できないとのことだが、補助対象となりうるか？

A：経済産業省は、引き続き検証試験を実施するとのこと、その内容を審査・採択の参考とする予定です。

【参考URL】

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005.html>

Q：対象外となる機器とは？

A：補助対象となるか否かは、最終的には申請内容の審査により決定されますが、対象外となりうるのは例として以下のとおりです。

- (1) アルコールスプレー、マスクなどの消耗品
- (2) 中古品、リース品
- (3) 既存機器の修理及び改造（現地調査等による補助対象機器の設置の確認ができる機器が対象です）。
- (4) 一般的に宿泊施設で使用されている機器（例：エアコン、便器、食器、換気扇、パソコンなど）。
- (5) パーテーションの設置や部屋の間仕切りなどの造作・改築

Q：そもそもどのような機器を導入したらいいのかわからない。

A：今回の事業では、宿泊事業者で機器等導入を検討している事業者向けに相談、アドバイス、ヒアリング業務を委託するので、本事業の専門家にお問い合わせ頂ければと思います（委託事業の業者、問い合わせ先については6月中旬頃に公表します。それまでは道庁観光局にも問い合わせしてください）。なお、委託業務では補助金申請に係る事務的なことについても事業者をサポートします。

#### ◆補助事業の採択について

Q：補助対象となりうる機器（例：ポンチ絵にも記載のサーモグラフィー）を申請すると必ず交付決定を受けられるか。

A：申請頂いた内容をもとに審査します。予算の範囲内で事業の採択を行うので、要件に合ったとしても、交付決定を必ず受けられるということではありません。なお、先着順ではありません。また、交付決定については、例えば、複数申請あったなかの一部の施設のみが採択となることもあります。

Q：事業の採択要件やポイントは公表されないのか？

A：公表は行いません。申請頂いた内容をもとに審査させていただきます。

なお、申請内容に関して、道庁観光局または衛生管理関係の専門家（道が委託）からご連絡することがあります。

#### ◆指令前着手について

Q：指令前着手（交付決定前の事業開始）の着手とは？

A：例えば、販売店と契約書を締結したとき、インターネット上で機器を購入したときなど、支出の原因となるべき行為のことです。

Q：本事業では指令前着手（交付決定前の事業開始）は可能か？

A：令和2年4月1日以降に事業開始（購入など）したものは可能です。ただし、申請すれば必ず採択（交付決定）されるものではないので、確実に補助を受けて購入するためには、採択（交付決定）を受けてから、購入を行うことをお勧めします。

◆国やその他の道補助金との併用について

Q：今般の申請に関して自己負担分の全部または一部を国やその他の道補助金を充てることは可能か？

A：できません。ただし、市町村が旅館業法の許可を有している場合等で市町村が申請者（負担者）となる場合はこの限りではありません。

◆補助事業の完了期限

Q：購入しようとしている機器についてメーカー側に在庫がなく納品まで時間がかかると言われた。交付決定を受けた場合、いつまでに購入すれば良いか？

A：12月末までに購入して頂き、1月末までに補助金の実績報告書を提出頂きますが、メーカー側の欠品や生産が間に合わず納品が遅れる等の場合は、要綱に基づいて、補助事業等執行遅延報告書（経済第15号様式）を速やかに道庁観光局に提出して頂き指示を受けて頂くこととなります。

（了）